

速度取締指針

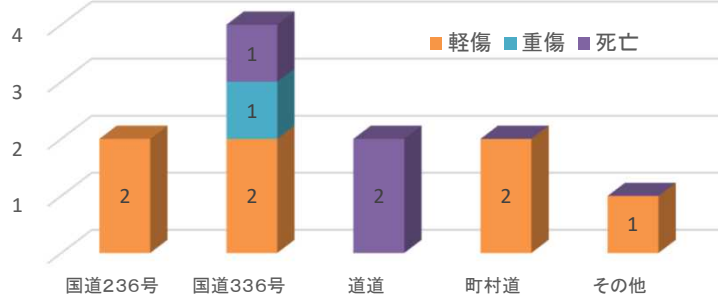
広尾警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道236号	10時～12時 13時～16時	郊外 市街地	指定速度(40、50km/h)
国道336号	10時～12時 13時～16時	郊外 市街地	指定速度(40、50km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

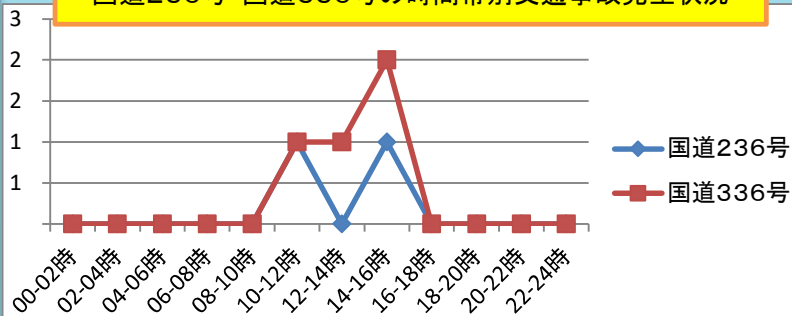
広尾警察署管内の交通事故実態等

路線別の交通事故発生状況(過去5年(5月～10月))



過去5年間の5月～10月までの人身交通事故で速度が速くなる非市街地での事故が重大な事故に発展する可能性が高く、速度が原因による対向車線をはみだし、正面衝突の事故で2件死亡事故が発生しています。

国道236号・国道336号の時間帯別交通事故発生状況



人身交通事故を時間帯で見ると、ほとんどの人身交通事故が昼間の時間帯の10時から16時までに集中しています。

その他の交通指導取締りの要点

速度取締りのほか、市街地における交差点違反、シートベルト違反、携帯電話に係る取締り

令和7年5月から10月までの速度取締りの重点と取組状況

国道236号、国道336号を重点的に行うほか、速度が速くなる非市街地における速度取締りを実施する。